

簡易耐震診断 を実施します

あなたの家は
地震がきても大丈夫？



市では、平成19年度に策定した「耐震改修促進計画」に基づき、次のすべての要件に該当する住宅に耐震診断士を派遣し、耐震診断を行います。診断の段階では費用はかかりません。診断をご希望の方は、次の要領でお申し込みください。

- ・簡易耐震診断の実施要件
- ・昭和56年5月31日以前に着工された市内にある住宅
- ・個人所有の1戸建て住宅（店舗併用住宅などの併用住宅を含み、賃貸住宅は除きます）
- ・木造在来工法の住宅（ツーバイフォー工法や非木造の住宅は含まれません）
- ※過去に市が派遣した耐震診断士による耐震診断を実施

した住宅については、今回の申し込みの対象外とさせていただきますのでご了承ください。

- ① 耐震改修実施までの流れ
- ② 簡易耐震診断：無料
- ③ 精密耐震診断：無料（耐震補強工事を行うことが前提となります）
- ④ 耐震補強工事：工事費の2分の1かつ60万円以内を補助します。（所得要件があります）なお、一定の要件を満たす耐震補強工事を行った場合、申告により、所得税、固定資産税の軽減措置が受けられます。

- ・対象者（7月1日現在開栓されている方）には事前にはがきでお知らせします。
- ・メーターの交換費用は市が負担しますので、お客様への費用請求はありません。
- ・メーター交換は、市が委託した水道事業者が行い、お客様が不在の場合でも、交換させていただきます。
- ・交換時、一時断水となりますので、都合が悪い場合は打ち合わせてください。
- ・交換工事後、メーター付近から漏水などを発見された場合は、上下水道課へご連絡ください。
- ・メーターボックスの上に物や車などを置かないようにお願いします。

水道メーターの二斉交換を行います

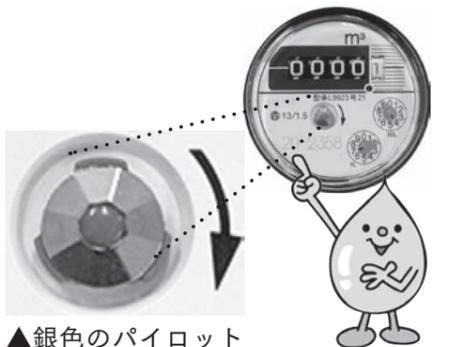
水道メーターは「計量法」により、その有効期間が8年と定められており、市では、有効期間の満了前に、新しい水道メーターと交換します。交換対象 平成14年に製造されたメーター
交換期間 7月～10月中旬

メーターまでの給水管に鉛管を使用している場合
メーター交換と併せて布設替え工事を行います。給水管はおお客様の財産です。工事には先立ち承諾（記名、押印）が必要となりますので水道事業者が訪問した際は、ご協力をお願いします。

※鉛管取り替え工事に対する費用請求は行いません。
※メーター交換時に依頼した別工事については、お客様の自己負担となります。

漏水の早期発見のために敷地内にある水道管は、原則として、お客様自身が管理することとなります。

- ① 漏水している場合、水道メーターで確認することができま
- ② 宅内の蛇口などをすべて閉めてください。
- ③ 量水器のふたを開け、水道メーターを見てください。
- ④ 銀色のパイロットをご確認ください。もし、パイロットが回っていれば、どこかで漏水しています。



▲銀色のパイロット

漏水している場合は、市指定工事店へ修理を依頼してください。この際、修理費用はおお客様のご負担となります。※土の中など、目に見えない場所での漏水に対する料金の軽減措置はありますが、水道料金は、原則として、「漏水の半分はおお客様負担」となります。（下水道使用料は例外あり）

※漏水箇所がボイラー、温水器、給湯設備などの場合、原則として、料金の軽減対象となりませんので、市指定工事店または器具の取り付け業者へご連絡ください。

お問い合わせ先
市役所（代表） ☎22111
上下水道課 上下水道係（内線282） 同課営業係（内線284）



ツキノワグマ による人身被害 を防ぐために

市内では5月9日、南永江の滝ノ沢地区で、クマによる人身被害が発生し、その後も付近において、目撃情報が寄せられています。

この時期は、ツキノワグマが冬眠から覚め、活動が活発になり、遭遇の危険性が高くなります。とにかく出会わないようにすることが重要です。山菜・キノコ狩り、釣りなどで入山する方をはじめ、早朝、森の近くで農作業や散歩する方は、次の点に注意してください。

- ・竹、ラジオ、鈴を携帯する
- ・クマは人の気配を感じると自ら避けて通ります。人の存在を知らせるために、音の出る物を携帯してください。
- ・朝夕の行動は避ける
- ・明け方と夕方はクマの活動が活発です。できるだけ避けるようにお願いします。
- ・クマのいる場所に近づかない
- ・山中はクマの生息地です。クマの足跡やふんなどを発見したら、それ以上近づかず、引き返してください。
- ・子グマを見たら立ち去る
- ・子グマの近くには必ず母グマがいます。母グマは子グマを守るため、人へ攻撃をすることがありますので、子グマを見かけたら、そのままそっと立ち去ってください。
- ・問い合わせ先
市役所農政課耕地林務係 ☎22111（内線251）

介護保険のお知らせ

負担限度額認定 更新の時期です

世帯全員が住民税非課税の方は、所得などに応じて介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）における食費・居住費の自己負担額が軽減されます。（通所系サービスは除きます）自己負担額の軽減を受ける際は、市へ申請し、負担限度額の認定を受けていただく必要があります。

対象期間 住民税確定後の7月から翌年6月末日まで
申請方法 6月中旬頃、更新



▼利用者負担段階

第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金・生活保護の受給者の方
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方
第4段階	本人が住民税を課税されている方・本人は住民税非課税で世帯内に住民税課税者がいる方

対象となる方に申請書を送付しますので、6月30日（期日厳守）までに申請してください。年度途中でも申請は受け付けします。

対象者 左表の利用者負担第1～第3段階に該当する方。
第4段階の方は負担軽減の対象外ですが、高齢夫婦世帯で一方が施設に入所し、居住費・食費の負担で生計が困難になるなど一定要件を満たし、申請により認められた方は、第3段階と同様の「特別減額措置」を受けられます。なお、ショートステイの利用は特別減額措置の適用外となります。

住宅改修をするときは事前の申請が必要です
介護保険の要介護認定を受けている方が、住宅の生活環境を整えるために住宅改修（手すりの取り付け・段差の解消など）を行った場合、かかった費用の9割が介護保険から支給されます。

利用限度額 要支援・要介護に関係なく住宅に対し、介護保険受給者1人あたり生涯に20万円（1割は自己負担。最大18万円）まで。利用限度額を超えた額は、全額自己負担となります。
※転居した場合や要介護度が最初の改修より3段階以上高くなった場合は、再度、最大18万円まで住宅改修費の支給が受けられます。
※工事着工予定日の2週間前までに事前申請が必要です。また、工事完了後に、必要書類を市へ提出していただくこととなります。

お問い合わせ・申請先
市役所健康長寿課介護保険係 ☎22111（内線365）